

## 振込規定(海外送金)新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
<p><b>2 定義</b></p> <p>この規定における用語の定義は、次の通りとします。</p> <p>① <u>外国向送金取引依頼人の委託に基づき、当行が行う次のことをいいます。</u></p> <p>a. <u>依頼人の指定する外国にある金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること(口座振込)</u></p> <p>b. <u>外国にある金融機関を支払人として、依頼人が指定する者を受取人とする送金小切手を依頼人に対して交付すること</u></p> <p>② ~ ④ 略</p>	<p><b>2 定義</b></p> <p>この規定における用語の定義は、次の通りとします。</p> <p>① <u>外国向送金取引</u></p> <p><u>依頼人の委託に基づき、当行が、依頼人の指定する外国の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること(口座振込)をいいます。</u></p> <p>② ~④略</p>
<p><b>4 送金委託契約の成立と解除等</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>外為送金依頼書による依頼の場合、当行は、外為送金依頼書(控)等を交付します。また、送金小切手の場合には、後日、送金小切手を交付します。</u>外為送金依頼書(控)等は、解除や組戻の場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。なお、来店または電話による送金委託契約が成立したときは、当行は、その内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。郵送による送金指示については郵送送金指示取扱規定が適用されます。</p>	<p><b>4 送金委託契約の成立と解除等</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>外為送金依頼書による依頼の場合、当行は、外為送金依頼書(控)等を交付します。</u>外為送金依頼書(控)等は、解除や組戻の場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。なお、来店または電話による送金委託契約が成立したときは、当行は、その内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。郵送による送金指示については郵送送金指示取扱規定が適用されます。</p>

(3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前または依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一つにでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害について当行は責任を負いません。

①～④ 略

(4)～(7)略

#### 5 支払指図の発信等

(1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容に基づいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信し、または送金小切手を依頼人に対して交付します。

(2)～(5)略

(3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一つにでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害について当行は責任を負いません。

①～④ 略

(4)～(7)略

#### 5 支払指図の発信等

(1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容に基づいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。

(2)～(5)略